

「久慈川圏域河川整備計画（変更原案）」について、

学識経験を有する者、関係する住民から

いただいたご意見に対する茨城県の考え方

本資料は、「久慈川圏域河川整備計画（変更原案）」について学識経験を有する者、関係する住民からいただいたご意見に対する茨城県の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、いただいたご意見について、その論点を体系的にいただいたご意見の概要として整理したうえで、ご意見の概要ごとに茨城県の考え方を示しております。このため、ご意見を提出していただいた方が指定した章節と、茨城県の考え方を示した章節が一致していない場合があります。

茨城県土木部河川課

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	茨城県の考え方
1. 2 河川整備の現状と課題	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水事業の沿革と課題について <ul style="list-style-type: none"> <li>近年の災害発生や技術進歩の動向を踏まえた直轄区間の計画変更に対応し、概ね適切な修正がなされているが、直轄区間の計画で強調されている「水防災意識社会の再構築」に関する言及が読み取れる箇所がない。もう少し「水防災意識社会の再構築」を念頭に加筆すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見を踏まえて記述を追加します。</li> </ul>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>多重防御治水の定義について <ul style="list-style-type: none"> <li>「多重防御治水」について、初出箇所定義を示すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見を踏まえて記述を追加します。</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>圏域河川の景観について <ul style="list-style-type: none"> <li>シガの発生に加え、上流の大字では袋田の滝も氷結し繊細で美しい景観を見せてくれるといった特徴を追記すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見を踏まえて修正します。</li> </ul>
1. 3 河川整備計画の目標	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川整備計画の目標について <ul style="list-style-type: none"> <li>河川整備は人口や資産が集積している区間を重点的に進め、地域・関係機関等が連携できる遊水地・貯留機能の高い施設が望ましい。浸水被害が見込まれる区域では、土地利用や住まい方など配慮して確実にしっかりした治水を推進すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見の趣旨については、変更原案「1.3.3.洪水、津波・高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」に記載のとおり、河川整備を行う際は人口や資産が集積している区間を重点的に進めるとともに、遊水・貯留機能の確保・向上、土地利用・住まい方などを組み合わせた多重防御治水を推進してまいります。</li> </ul>
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理型ハード対策の説明について <ul style="list-style-type: none"> <li>「危機管理型ハード対策」について、初出箇所説明を加えるべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見を踏まえ、変更原案「1.3.3.洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」での記載を削除し、「2.1.2.河川工事の種類」に説明を追加します。</li> </ul>
	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>ため池等の保全について <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な生態系を維持する観点からも、老朽化したため池等の堤防補修や浚渫に言及すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>
2. 1. 2 河川工事の種類	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理者間の連携について <ul style="list-style-type: none"> <li>本川・支川の合流箇所への言及だけでなく、直轄管理区間と県管理区間の境界における管理者間の連携についても言及すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見を踏まえて修正します。</li> </ul>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	茨城県の考え方
2. 1. 3 河川工事の施行の場所について	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 久慈川河川整備計画（大臣管理区間）について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 霞提の構造，規模，貯水量能力を示すべき。再度令和元年東日本台風クラスの災害が発生した場合，決壊や越流により水害発生しないか。</li> </ul> </li> <li>・ 松栄地区の樋門2ヶ所に那珂川境川排水樋門並のポンプを各々6台，浅川越流箇所にも同様のポンプ樋門を1ヶ所設置してほしい。</li> <li>・ 常陸太田市花房町と常陸大宮市宇留野不動下の境界部に山側と既設堤防を結んで既設堤防と同じ高さで堤防をつくり，大宮側からの越水濁流を止めてほしい。国道293号は，堤防を乗り越えるような構造としてほしい。</li> <li>・ 堤防反対者に対しては，強制的に堤防工事を進めて欲しい。</li> <li>・ 今回の浸水地区に，農機具・農作業車を退避させるための高台グラウンドを各地区ごとに複数設置してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いただいたご意見は主に直轄区間に関するものです。なお，令和元年東日本台風を受け，国と県で連携を図りながら一体的に河川整備計画の見直しを進めています。</li> <li>・ 施設の能力を上回る洪水が発生した場合の氾濫水の排除については，国や市町村等の関係機関と調整した上で，必要に応じた対策を実施してまいります。</li> </ul>
2. 1. 4 河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然環境への配慮について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 久慈川は全国的にも豊かな自然環境を誇る川であり，たとえ災害を反映した整備といえども，動植物の生息・生育環境や地形（景観）への配慮を後退させずに進めるべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については，変更原案「1.3.5.河川環境の整備と保全に関する目標」に記載のとおり，地域の特色ある植生，豊かな動植物の生育・生息環境等の自然環境に十分配慮した河川整備を行ってまいります。</li> </ul>
	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 里川の減水区間について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 里川では，水力発電所の減水区間が課題であるため，里川本川における流量の連続性に配慮すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見については，今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	茨城県の考え方
2.3 その他、河川の整備を総合的に行うために必要な事項	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>ソフト対策の項目立て等について <ul style="list-style-type: none"> <li>「ソフト面の対策の重要性」に対する姿勢が注目されると予想されることから、項目立てや並び順を工夫したり、具体的なキーワードを用いたりして、検討点が伝わる整理を工夫すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見を踏まえて修正します。</li> </ul>
	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>水害リスクを踏まえた土地利用の促進について <ul style="list-style-type: none"> <li>超過洪水対策では、二次的な水質事故の防止など水害リスクを踏まえた土地利用の促進から必要な取組みに努めるべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>
	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>同時多発的に破堤が発生した場合の体制について <ul style="list-style-type: none"> <li>国管理区間と県管理区間の同時多発的な氾濫発生時における対処について言及すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>
	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村による避難勧告等の適切な発令の促進について <ul style="list-style-type: none"> <li>超過洪水が発生した場合には、人命、社会経済の被害軽減を目標とし、住民避難を円滑・迅速なものにするため、関係機関と連携したタイムラインの活用も必要。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見の趣旨については、変更原案「2.3その他、河川の整備を総合的に行うために必要な事項。」に記載のとおり、マイ・タイムライン等の取組が推進されるよう支援してまいります。</li> </ul>
	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水氾濫に備えた社会全体での対応について <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢化により、従来の水防団や農業水利マネジメントの仕組みの維持が困難な地域であると思われるため、そのような地域における防災・減災活動に対して、触れていただきたい。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見を踏まえて修正します。</li> </ul>
	16	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境教育について <ul style="list-style-type: none"> <li>従来、経験や言い伝え等によって培ってきた洪水への対応力が、最近は期待できないと思われるため、関係市町村との連携による「水防少年団」のような幼少期からの体験に基づく取組みが必要と考える。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見の趣旨については、変更原案「2.3その他、河川の整備を総合的に行うために必要な事項。」に記載のとおり、地域活動・環境教育等を支援してまいります。</li> </ul>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	茨城県の考え方
2. 3 その他、河川の整備を総合的に行うために必要な事項	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水田の地下浸透は、日量でせいぜい20-25mm程度で治水対策上は期待できず、誤解を防ぐために削除すべき。水田機能強化を関係機関と連携する必要があるので、むしろ「水田の機能の保全と強化」とすべき。</li> <li>・ 「水田の機能の保全」や「多重防御治水」の観点から、遊水・貯留池の新設等とともに、農業用排水路の三面張り構造の再検討も必要。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見を踏まえて修文します。</li> <li>・ ご意見の趣旨については、変更原案「2. 3. 3. 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理」に記載のとおり、水田の機能の保全などについて、関係機関、地域住民と連携しつつ、推進を図る努力を継続することとしています。</li> </ul>
その他	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全般的意見 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洪水を直轄管理区間まで集めてから処理するのではなく、流域全体としての洪水処理という考え方を加えるべき。</li> <li>・ 県区間の整備が進捗した場合、直轄区間への引渡流量が増大するため、流域から県区間への流出を抑制する対策や県区間で洪水調節を行うなど、洪水の分散的な処理方策を検討すべき。</li> <li>・ 計算モデルと実現象との乖離等により、県区間の計画流量が本来の確率規模流量よりも大きくなって直轄区間の負担が増している可能性があるため、検証が必要。</li> <li>・ 昨年洪水における流域全体の出水の状況を検討し、深刻な破堤被害を回避するという観点から、直轄管理区間と県管理区間の機能分担と超過洪水の流域貯留について現実的な方法を作り出すべき。</li> <li>・ 決定的な大規模破堤・水害を回避する上で、下流部(国区間)が危ない時に上流部(県管理区間)の内水排除ポンプの運転調整を検討すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いただいたご意見については、国・県・市町村等のあらゆる関係者により流域全体で取り組んでいくべき課題であり、今後の参考とさせていただきます。</li> <li>・ 河川管理施設の操作については、操作規則等に基づき適切に実施してまいります。</li> </ul>